組換え沈降Bジフテリア破傷風混合ワクチン（酵母由来）	1　異常毒性否定試験を行うものであるとき。 3,880,700円 2　異常毒性否定試験を行わないものであるとき。 3,834,000円	1　異常毒性否定試験を行うものであるとき。 (1)　内容量が0.25mLであるとき。 68本 (2)　内容量が0.5mLであるとき。 34本 2　異常毒性否定試験を行わないものであるとき。 (1)　内容量が0.25mLであるとき。 20本 (2)　内容量が0.5mLであるとき。 10本

2の生物学的製剤の項インフルエンザHAワクチンの目中「、3.2.5、3.2.6、3.2.7、3.2.11、3.2.12及び3.2.13」を「、3.2.4、3.2.5、3.2.6、3.2.10、3.2.11及び3.2.12」に改め、同項ジフテリアトキソイドの目中「、3.2.6.2」を「、3.2.6」に改め、同項沈降ジフテリアトキソイドの目及び成人用沈降ジフテリアトキソイドの目中「ただし、3.2.7に規定する試験においては、ウサギ試験のみを準用する。」を削り、同項細胞培養痘そうワクチン（中間段階）の目及び乾燥細胞培養痘そうワクチン（中間段階）の目中「3.3.2」を「3.2.2」に改め、同項沈降はぶトキソイドの目を削り、同項沈降精製百日せきワクチンの目中「、3.2.9及び3.2.12」を「及び3.2.12」に改め、同項沈降ジフテリア破傷風混合ワクチン（最終段階）の目中「、3.2.8及び3.2.13」を「及び3.2.12」に改める。

○原子力規制委員会告示第十五号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針（平成二十五年原子力規制委員会告示第一号）の全部を次のように改正し、平成二十五年九月五日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十五年九月十二日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

前文

（目的・趣旨）

本指針は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号。以下「原災法」という。）第六条の二第一項に基づき、原子力事業者（原災法第二条第三号に規定する者をいう。以下同じ。）、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために定めるものである。

本指針の目的は、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとすることにある。

この目的を達成するため、本指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、次の基本的な考え方を踏まえ、専門的・技術的事項等について定めるものである。

・住民の視点に立った防災計画を策定すること。

・災害が長期にわたる場合も考慮して、継続的に情報を提供する体系を構築すること。

・最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう見直しを行うこと。

（対象）

本指針の対象は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「炉規法」という。）に規定された原子力施設（原災法の対象となるものに限る。）の原子力災害及び核燃料物質等の輸送時の原子力災害とする。

（過去の経緯）

原子力安全委員会は、原子力発電所等の周辺における防災活動をより円滑に実施するための専門的・技術的事項として「原子力施設等の防災対策について」（以下「旧指針」という。）をとりまとめてきた。

平成二十三年三月に東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故が起こり、従来の原子力防災について多くの問題点が明らかとなった。平成二十四年三月に原子力安全委員会の原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループから『原子力施設等の防災対策について』の見直しに関する考え方について　中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」という。）が報告された。また、国会、政府、民間の各事故調査委員会による各報告書の中においても多くの問題点が指摘され、住民等の視点を踏まえた対応の欠如、複合災害や過酷事象への対策を含む教育・訓練の不足、緊急時の情報提供体制の不備、避難計画や資機材等の事前準備の不足、各種対策の意思決定の不明確さ等に関する見直しについても多数の提言がされた。

平成二十四年九月十八日を以て、原子力安全委員会は廃止され、同年九月十九日に原子力規制委員会及び事務局である原子力規制庁が発足した。

本指針は、上記の旧指針及び中間とりまとめの内容を精査し、さらに、上記の各事故調査委員会からの報告等を考慮した上で定めたものである。

第1　原子力災害

(1)　原子力災害及び原子力事業者の責任

原子力災害とは、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害を意味する。原災法においては、原子力施設外における放射性物質又は放射線の放出が一定の水準を超えた場合には、原子力緊急事態（原災法第二条第二号に規定する「原子力緊急事態」をいう。以下同じ。）に該当するものとされ、緊急事態応急対策が講じられる。

また、原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを認識する必要がある。

(2)　放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

原子力災害対策を的確に実施するためには、放射性物質又は放射線の放出の形態及び住民等の生命又は身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。

①　放射性物質又は放射線の放出

(i)　原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成二十三年三月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。